

令和6年度経営計画の評価

令和6年度は、引き続き資金繰り支援への万全の対応を行うとともに、保証部門、経営支援部門、再生支援部門が一丸となって、お客さまとの「対話」と「傾聴」により信頼関係を築き、お客さまが「気づき」を得て、お客さまご自身が課題に向き合い自己変革に取り組めるよう、伴走支援型の経営支援を重点的に行いました。今後もお客さまに一層寄り添いながら伴走支援を実践し、成長を目指すお客さまと「ともに前へ」進み、これからも頼れるベストパートナーであり続けることを目指してまいります。

今般、令和6年度の年度経営計画に対する実績評価を行いましたので、以下のとおり公表いたします。

なお、実績評価に当たりましては、宮本勇人弁護士、平田正治公認会計士、小池順子千葉経済大学教授により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスをいただいております。

1. 業務環境

(1) 千葉県景気動向

令和6年度の県内景気動向については、原油・原材料価格の上昇や物価高、人手不足の影響を受けつつも、緩やかな持ち直しの傾向が続きました。

先行きについては、各種経済対策の効果等により、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、依然として不透明感があります。原油・原材料価格の上昇や金利上昇、国際情勢の変化等が県内経済に与える影響を十分に注視する必要があります。

(2) 中小企業・小規模事業者を取巻く環境

中小企業・小規模事業者の経営環境については、原油・原材料価格の上昇や物価高、深刻な人手不足等の影響により、依然厳しい状況が続きました。

資金繰りについては、一部で景気回復に伴う運転資金や設備資金の増加も見られますが、原油・原材料価格等の外部要因の動向によっては、先行きに懸念が生じる可能性もあります。

また、中小企業・小規模事業者は、経営者の高齢化による事業承継への対応や深刻な人手不足、物価や借入金利の上昇等を踏まえて、収益改善や生産性向上に取り組む必要があり、多くの課題を抱えているといえます。

2. 事業概況

保証承諾は 433,622 百万円、計画比 95.9%、前年比 96.5%となりました。令和6年6月末で伴走支援型特別保証が終了し、8月以降、当該制度終了の反動で計画比、前年比共に下回りました。

保証債務残高は、1,261,153 百万円、計画比 102.1%、前年比 95.7%となりました。「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」については、ピーク時（令和3年5月）の保証債務残高 7,586 億円から令和7年3月末時点で 2,844 億円まで減少しました。

代位弁済額は 20,310 百万円、計画比 68.7%、前年比 85.6%となりました。全国51協会において対前年度比で増加する中、当協会は減少しました。引き続き、中小企業・小規模事業者の実情に合った資金繰り支援を金融機関と連携して行うことに加え、収益力や生産性の向上につながる経営改善支援と、早期に経営改善や事業再生に着手することを促進する取組みに力を入れて参ります。

実際回収は、3,405 百万円となり、計画比 95.4%、前年比 89.2%と前年同水準であるが計画値をやや下回る実績となりました。保証協会債権回収株式会社（保証協会サービサー）への全件委託により、回収の効率化と最大化を図っています。

（単位：百万円、%）

	令和6年度計画	令和6年度実績		
	金 額	金 額	対計画比	対前年度比
保 証 承 諾	452,300	433,622	95.9	96.5
保 証 債 務 残 高	1,234,967	1,261,153	102.1	95.7
保証債務平均残高	1,277,023	1,282,611	100.4	94.3
代 位 弁 済	29,558	20,310	68.7	85.6
回 収	3,571	3,405	95.4	89.2

3. 決算概要

令和6年度の決算概要（収支計算書）は以下のとおりです。

（単位：百万円、％）

	令和6年度計画	令和6年度実績		
	金 額	金 額	対計画比	対前年度比
経常収入	16,036	16,273	101.5	100.1
経常支出	10,586	9,952	94.0	102.2
経常収支差額	5,449	6,321	116.0	97.0
経常外収入	35,815	30,193	84.3	104.0
経常外支出	37,862	31,263	82.6	101.9
経常外収支差額	▲2,047	▲1,070	—	—
制度改革促進基金取崩額	0	0	0.0	0.0
当期収支差額	3,403	5,251	154.3	107.8

- ・経常収入は、計画比 101.5％、前年比 100.1％となりました。
- ・経常支出は、信用保険料が減少したことで、計画比 94.0％、責任共有負担金納付金が増加したことで前年比 102.2％となりました。
- ・当期収支差額は、5,251 百万円、計画比 154.3％、前年比 107.8％となりました。この収支差額の処理については、基金準備金に 3,551 百万円を、収支差額変動準備金に 1,700 百万円をそれぞれ繰り入れました。

4. 重点課題への取組状況

当協会は、第8次基本経営計画で定める基本目標であるⅠ．お客さま満足の実践（CS）、Ⅱ．地域・社会への貢献、Ⅲ．活力ある組織づくり（ES）、Ⅳ．経営態勢の強化に基づき、以下のとおり重点課題への取組を実施しました。

Ⅰ．お客さまニーズの把握のため、金融機関の営業店等への訪問や保証後のアフターフォローでお客さまへの訪問を実施しており、いただいた要望等を基に制度の創設・改正や業務改善に繋げています。

令和6年度は、令和5年度に引き続き、保証部門における「ゼロゼロ融資等の業況報告書を活用した経営支援のファーストコンタクト」として、業況報告書等の記載内容において資金繰り等に速やかな改善が必要と判断される中小企業者へ資金繰り支援を実施するとともに、経営支援部門へ経営支援のトスアップを実施しました。経営支援部門においては、令和4年度に創設した伴走サポートチームにより、ゼロゼロ融資の元金据置先等に対し、企業担当制により据置期間経過後の返済開始に向けた集中的な支援を行いました。また、千葉県の中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業者、小規模事業者の抱える課題に対して迅速に対応し、持続的な事業の成長へとつなげるため、連携の取組について申し合わせた「4機関のチーム支援による中小企業・小規模事業者の課題解決へ向けた共同宣言」を制定し、令和6年度は当協会から多数の橋渡しを行いました。

協会内部のデジタル化を進めるため、「デジタル戦略」を制定しました。令和5年度から取組を始めたRPAの開発では、32の定型業務を自動化することにより業務効率化につながっています。

経営者保証に関する相談を受け付ける「経営者保証よろず相談窓口」の設置や経営者保証に関する解説動画をホームページで公開し、「新規保証に係る経営者保証を不要とする取組み」については令和5年度の実績を大きく超えました。

Ⅱ．地域・社会の活性化のため、千葉経済大学短期大学部や千葉商科大学、千葉科学大学へ職員を派遣し、学生向けにキャリア教育・金融教育に関する講義を実施しました。

また、社会的な課題となっているSDGsについては、当協会自らがSDGs達成に向けた活動を行うだけでなく、公的な機関としてSDGsに取り組む中小企業者を応援するという立場をとっており、SDGsへの取組を促進するための保証制度の創設や、企業の持続性を高めるための経営支援を通じてSDGsに貢献しています。

Ⅲ．能力開発・人材育成への取組として、若手職員を対象とした「体験型ジョブローテーション」やデジタル人材を対象とした現場部署へのジョブローテーションを実施し、他部署の業務を体験することによる業務内容の理解度向上や将来のキャリアパスのイメージ化等に繋げることができました。また、内部講師・外部講師による勉強会を数多く開催し、職員のスキルアップや情報共有を図っています。経営支援人材の育成を進めており、資格挑戦を促すことを目的として、中小企業診断士養成課程へ派遣した職員による職員向けの報告会・パネルディスカッションを実施し資格取得を推進しています。

Ⅳ．経営の健全化として、コーポレートガバナンスの強化を図るべくPDCAサイクルを機能させ適切な業務運営体制を構築しています。

また、金融機関との連携を通じた中小企業者の生産性向上・経営改善・事業承継の促進、地方創生、経営者保証ガイドライン等への取組について、金融機関本部との情報交換会や金融機関の本・支店等への訪問により意見交換を実施し、更なる連携強化に努めています。

経営の効率化として、求償権の管理回収については、サービスへ全件委託を行い、回収の効率化と最大化を図っています。

5. 外部評価委員会の意見

宮本勇人弁護士、平田正治公認会計士、小池順子千葉経済大学教授により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスは次のとおりです。

(1) 業務実績について

- ・ 昨今の4機関連携をはじめ様々な取り組みが定着し、成果を上げていることがよく分かった。これからも頑張って頂きたい。
- ・ 概ね順調に活動していると感じた。事業者支援においては協会だけで支援に取り組むことには限界があると思う。金融機関とも上手く連携してほしい。
- ・ 資金繰り支援・経営支援ともに順調に取り組んでいると思う。基金財産が順調に積み上がっていく中で、事業者へどのように還元していくかを意識してほしい。

(2) コンプライアンス態勢および運営状況について

- ・ 苦情やコンプライアンス抵触事案については、内部規程等に則して組織として適切に対応しています。
- ・ 引き続きコンプライアンスへの意識を徹底してください。